

湖西市農業委員会議事録（1 月）

招 集 年 月 日	令和 4 年 1 月 14 日（金）									
招 集 の 場 所	防災センター 2 階									
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開 会		1 月 14 日(金) 午後 2 時 00 分				議長		内山 吉朗	
	閉 会		1 月 14 日(金) 午後 2 時 30 分				議長		内山 吉朗	
出席並びに 欠 席 委 員 出席 18 名 (欠席 2 名) 凡例 ○ 出 席 ▲ 欠 席 ▲公 公務欠席	議席 番号	氏 名	出席等 の 別	議席 番号	氏 名	出席等 の 別	議席 番号	氏 名	出席等 の 別	
	1	菅沼 純一	○	9	山本 敬博	○				
	2	内山 吉朗	○	10	山本 晴夫	○				
	3	鈴木 真聡	○	11	石田 学	○				
	4	池田 雅美	○	12	柴田 克芳	▲				
	5	疋田 晃久	▲	13	太田 達男	○				
	6	河邊 勝彦	▲	14	外山 雅子	○				
	7	石田 浩章	○							
	8	高須 俊夫	○							
会 議 録 署 名 委 員	4 番		池田 雅美			11 番		石田 学		
職務のため出席 した者の職氏名	次 長		吉田 善行							
	主 査		高柳 佳世							
会議に付した事件	1 開 会 2 会長あいさつ 3 議 題 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について 議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可後の計画変更申請について 議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について 議案第 4 号 非農地証明願について 議案第 5 号 農用地利用集積計画の決定について 4 報告事項 報告第 1 号 農地法第 3 条届出受理について 報告第 2 号 農地法第 5 条届出受理について 報告第 3 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について 5 その他 6 閉 会									
会 議 の 経 過	別 紙 の と お り									
備 考										

議 事 の 概 要

(令和 4 年 1 月 定例会)

開 会 午 後 2 時 00 分

- 次 長 みなさんこんにちは。
定刻になりましたので、ただ今から定例会を開会させていただきます。
なお、本日、議席番号 6 番の河邊委員より欠席の連絡を受けております。
5 番の正田委員と 12 番の柴田委員の欠席連絡は受けておりませんが、まだ来ておりません。出席委員数は、定数 14 人のところ現在 11 人出席で、過半数に達しておりますので、本会が成立することを御報告申し上げます。
それでは、内山会長からごあいさつを含めまして、開会の宣言をお願いします。
- 会 長 みなさんこんにちは。本日は大変寒い中出席いただき誠にありがとうございます。
それでは、ただいまから湖西市農業委員会 1 月定例会を開会いたします。
- 次 長 ありがとうございました。
ここからの進行につきましては、議長を内山会長にお願いいたします。
- 議長(会長) それでは、議事に入る前に議事録署名人を私から指名させていただくことにご異議ございませんか。
(異議なし)
それでは議事録署名人は、議席番号 4 番の池田雅美委員と 11 番の石田学委員にお願いをいたします。それでは議事に入ります。
はじめに、「議案第 1 号農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。
- 事 務 局 農地法第 3 条の規定による許可申請につきまして、申請件数は 1 件です。
申請番号 1 番について説明します。資料は議案書の 2 ページ、番号 1 番及び図面の No. 1 です。申請地は■■■■■から北西へ約 ■■■■のところに位置する農地で、今回譲渡人との間で売買について合意したため、申請に及んだものです。譲受人は、2,856 m²の借入地を年間 150 日以上耕作しており常時従事が認められます。権利取得後は、みかんを栽培する旨の耕作管理計画書が提出されており、権利取得後の耕作地面積も下限面積以上であるため、許可相当と判断いたしました。菅沼委員、補足説明をお願いします。

菅沼委員 1月10日に伊藤推進委員と現地確認を行いました。以前から地主の■■■■がこの土地を手放したいと言っておりまして、今回話がうまくまとまり、■■■■へ売買されるとのことです。現状畑はきれいな状態で、すぐにでもみかんを植えられる状態となっております。特段問題ないと思います。以上です。

事務局 以上で、農地法第3条の規定による許可申請についての説明を終わります。

議長(会長) この案件について何か質問はございますか。

(質問がないか確認)

ないようですので採決を取らせていただきます。賛成の方は挙手をお願いいたします。全員の賛成によりまして、議案第1号につきましては、原案どおり承認することとします。

続きまして「議案第2号農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請につきまして、説明いたします。

農地法第4条または、第5条の転用許可を受けた者は、事業計画に従い速やかに事業を行うこととされていますが、許可を受けたあと、やむを得ずその事業計画を変更しようとする場合は、許可権者が事業計画の変更承認をすることができるとされております。

今回の申請は、同じ転用事業者が当初の配置計画等を変更するための申請です。

それでは、番号1番、2番を一括して説明いたします。

資料は、議案書の4ページ、番号1番、2番、図面のNo.2及び別添資料1です。申請人は、当初の転用事業者である■■■■に本社を置き畜産業を生業とする法人です。申請に至った経緯について説明します。養豚畜舎を設置するために、■■■■に農地法第5条の許可を受けました。当初、平成31年4月1日から令和2年2月29日までの工事計画でしたが、当初予定していた飼育豚数が増加したことにより、建物と資金計画を変更する必要性が生じ、すぐに工事を着手できず、その後協議をしていく中で、当初計画していた配置計画等を別添資料1のとおり変更することで転用目的が達成できる見込みが整ったため、配置計画及び工事期間の変更申請に及んだものです。申請地は■■■■から南東へ約■■■■に位置する農用地区域内農地です。審査をしたところ、変更理由が、転用事業者の故意又は重大な過失によるものでないと認められること、変更後の転用事業がその事業計画にしたがって実施されることが確実であると認められること、変更後の転用事業により周辺農地に与える影響が変更前の影響に比べて同程度であること、変更後にかかる経費について資金計画の見込み

があることから転用許可基準を満たすものと考えます。太田委員、補足説明をお願いします。

太田委員 1月10日に森推進委員と現地確認を行いました。申請地へ畜舎を建てることは特に問題ないと思います。ある一部の人から臭いのことで意見がありましたが、臭いの件については農業委員会の判断する範疇ではないので、市役所の関係部署へ相談するようお伝えしました。建てることについては、問題ないと思います。以上です。

事 務 局 以上で、農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請についての説明を終わります。

議長(会長) この案件について何か質問はございますか。

菅沼委員 畜舎等を建てるにあたって、臭いに関してはこの場で議論はしなくてもよいということでもいいですか。

事 務 局 法律上、畜舎等の農業用施設は建ててもよいことになっておりますし、建てる前にどの程度の臭いが生じるかが不明確な状態で議論はできないかと思います。ただし、臭気の関係は、周辺住民とのトラブルになる重要な問題ではあります。そのため、補助金も受けて畜舎を建てる中で、市とも話をしており、臭気が軽減されるような施設導入等により事業者が臭気対策をとっております。それでも臭いが出てしまい、周辺住民から苦情が市へ届いた場合は、当然市の仕事として指導監督をしていきます。ですので、農業委員会に関しては、臭気について審議する必要はないかと考えます。

議長(会長) 申請があがってきたときに、農業委員として周辺農地に影響がないかどうか現地確認をするわけですが、基本的に農地に対してどうか農業委員としての見方になるので、周辺の住民とのやりとりについては、農業委員の範疇にないということでもいいですよ。

事 務 局 はい。大丈夫です。

議長(会長) 他に意見等ないようですので採決を取らせていただきます。賛成の方は挙手をお願いいたします。全員の賛成によりまして、議案第2号につきましては、原案どおり承認することとします。

続きまして「議案第3号農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局

農地法第5条の規定による許可申請につきまして、申請件数は1件です。
申請番号1番について説明します。資料は議案書の6ページ、番号1番及び図面はNo.2です。申請者は、先程計画変更で説明しました[]に本社を置き、畜産業を生業とする法人で、この度、先程の計画変更で説明しました土地と併用して養豚畜舎を設置するための転用申請に及んだものです。申請地は、[]から南東に約 []のところに位置する農用地区域内農地です。審査をしたところ、農用地区域内農地の不許可の例外規定である農業用施設であること、事業計画は、併用地を含む合計12,030㎡に議案書に記載の畜舎等を設置する計画であり、転用規模は適当と思われます。また、雨水は北側道路の側溝へ排出する計画であり、汚水は浄化槽を経て北側道路の側溝へ排出する計画であるため、周辺農地への影響は軽微であると判断いたしました。なお、申請地は用水の受益地であるため、湖西用水土地改良区から意見書が提出されたこと、資金計画の見込みもあり転用の確実性も認められることから許可相当と考えます。太田委員、補足説明をお願いします

太田委員

計画変更と同様、周辺に与える影響はないので、畜舎と建てることについては特に問題ないと思います。以上です。

事務局

以上で、農地法第5条の規定による許可申請についての説明を終わります。

議長(会長)

この案件について何か質問はございますか。

(質問がないか確認)

ないようですので採決を取らせていただきます。賛成の方は挙手をお願いいたします。全員の賛成によりまして、議案第3号につきましては、原案どおり承認することとします。

続きまして「議案第4号非農地証明願について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局

議案書の8ページをご覧ください。

非農地証明願につきまして、申請件数は1件です。

申請番号1番について説明します。議案書の8ページ、番号1番、図面のNo.3及び別添資料2をご覧ください。

申請者は、[]にお住まいの[]です。申請地は、[]から北東に約 []のところに位置します。現状は山林で、非農地となった経緯は、耕作していたお父様が高齢で体調を崩し、昭和55年頃から不耕作の状態が続き、平成20年頃には周辺の山林と一体化してしまい現在に至るとのことです。つきましては、非農地証明の基準である「その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難なもの」として、非農地証明書の交付が適当

と考えます。石田浩章委員、補足説明をお願いします。

石田委員 12月30日に三浦推進委員と現地確認を行いました。申請地は天浜線の北側で、現在は竹林となっており、現地に行く進入路もない状態で、非農地証明を交付することに特に問題ないと考えます。以上です。

事務局 以上で、非農地証明願についての説明を終わります。

議長(会長) この案件について何か質問はございますか。
(質問がないか確認)

質問もないようですので採決をとらせていただきます。賛成の方は挙手をお願いいたします。全員の賛成によりまして、議案第4号につきましては、原案どおり承認することとします。

続きまして「議案第5号農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局 議案書の10ページをご覧ください。
公告予定が1月20日の利用集積計画について説明いたします。
所有権移転関係の内容は記載のとおりです。1筆2,124㎡の田を■■■■にお住まいの■■■■が売買により所有権移転を予定するものです。
次に、議案書の11ページをご覧ください。
利用権設定関係の内容は記載のとおりです。7筆、3,665㎡の新規であります。
説明は以上です。

議長(会長) この案件について何か質問はございますか。

普通でいうと、所有権移転の場合は3条だと思いますが、利用集積計画と3条との違いは何ですか。

事務局 3条との大きな違いは、3条はお互いが売買の話をまとめて成立のうえで許可申請を出すもので、ほとんどが3条申請になります。今回のように利用集積計画による所有権移転は、あっせん名簿の中から条件の合う人と地主さんをマッチングさせて話をまとめるものとなります。3条は農地法ですが、利用集積計画は農業経営基盤強化促進法に基づくものとなります。

議長(会長) 他に質問もないようですので採決をとらせていただきます。賛成の方は挙手をお願いいたします。全員の賛成によりまして、議案第5号につきましては、原案どおり承認することとします。
続きまして報告事項に入ります。事務局から説明をお願いします。

事務局

議案書 13 ページをご覧ください。

報告事項第 1 号について、農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出が 2 件ありました。内容については記載のとおりです。添付書類も含めて完備していましたので、事務局長専決により書類を受理しました。

続きまして、議案書 15 ページをご覧ください。

報告事項第 2 号について、農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出が 6 件ありました。内容については記載のとおりです。添付書類も含めて完備していましたので、事務局長専決により書類を受理しました。

続きまして、議案書 17 ページをご覧ください。

報告事項第 3 号について、農地法第 18 条第 6 項の規定による通知が 1 件ありました。内容については記載のとおりです。添付書類も含めて完備していましたので、事務局長専決により書類を受理しました。

報告は以上です。

議長(会長)

ただいま、事務局から報告事項の説明がありましたが何かご発言がありましたらお願いします。

(質疑なし)

特にご発言もございませんので、ただいまの報告事項はご承知おきください。

以上で本日の議案の審議及び報告事項は全て終了いたしました。

それでは、事務局から次回開催日程を含め、その他連絡事項があればお願いします。

事務局

次回の定例会は、2 月 15 日(火)、午後 2 時からで、会場は防災センター 2 階となります。

(その他連絡事項)

議長(会長)

他にみなさまから何かあればお願いいたします。なければ、以上をもちまして湖西市農業委員会 1 月定例会を閉会いたします。

ありがとうございました。

閉会時間 午後 2 時 30 分

湖西市農業委員会会議規則第15条第2項の規定により署名する。

湖 西 市 農 業 委 員 会

議 長 内山 吉朗

委 員 池田 雅美

委 員 石田 学